

三鷹市福祉 Labo どんぐり山
協働研究推進室（ラボ・オフィス）公募要項

令和 5 年 12 月
三鷹市社会福祉事業団
福祉 Labo どんぐり山 施設管理室

1 事業の趣旨

三鷹市福祉 Labo どんぐり山（以下「福祉 Labo どんぐり山」という。）は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現に向けて、在宅医療・介護に係る研究と介護人材の育成の拠点として、三鷹市（以下「市」という。）が設置し、三鷹市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が指定管理者として運営する施設です。

本事業は、同施設内の協働研究推進室（以下「推進室」という。）を活動拠点として、事業団及び市とともに在宅医療・介護研究センター事業や介護人材育成センター事業の成果をサービス提供を通して地域に還元できる企業、大学、事業者等を公募し、地域における高齢者福祉のさらなる充実を目指します。

2 対象施設

(1) 施設名

三鷹市福祉 Labo どんぐり山

(2) 所在地

三鷹市大沢四丁目 8 番 8 号 三鷹市福祉 Labo どんぐり山（地上 3 階、地下 1 階）

(3) 面積

各室約 40 m²

(4) 使用料

1 か月あたり 30,000 円（税込み。光熱水費含む。）

※ラボ利用については減免規定あり

市又は事業団との協働による事業に使用する場合・・・全額免除

成果が市民に直接的に還元される活動に使用する場合・・・2 分の 1 減額

(5) 使用期間

最長 3 年間（オフィス利用の場合は 1 回に限り公募によらず更新可）

(6) 使用開始時期

令和 6 年 2 月上旬以降（予定）

(7) その他備え付け設備等

ア 事務机、椅子、ロッカー、キャビネット等あり

イ ミニキッチン付（一部設置していない部屋もあり）

ウ 全館無線 Wi-Fi 環境整備

エ 共用の会議室、相談室を使用可能

オ 24 時間使用可能

カ 機械警備によるセキュリティあり

キ インターネット・電話回線等の個別設置可（自己負担）

ク 郵便ポスト

ケ 駐車場（1室につき1区画まで）・駐輪場

（参考）福祉 Labo どんぐり山施設概要

■ 3階

研修室／イベントスペース／在宅医療・介護研究センター、
介護人財育成センター事務室 など

■ 2階

生活リハビリセンター居室7床 など

※ 日常生活動作を通したりハビリにより在宅生活を支援する介護保険外の
三鷹市独自のサービス

■ 1階

大沢地域包括支援センター／地域交流室／多目的ホール／厨房／調理室 など

3 対象者

在宅医療・介護や高齢者福祉に関する研究・事業を実施または実施を予定している
企業、大学、事業者等のうち、福祉 Labo どんぐり山プロジェクトの事業趣旨を十分
理解し、積極的な連携が図れる見込みのある者

4 応募資格

(1) ラボ利用

ア 高齢者福祉に関する研究を行う法人、団体等であること

(2) オフィス利用

次の(ア)~(エ)の全ての要件を備えていること。

ア 地域の高齢者福祉の充実に資する事業を行う法人であること

イ 事業所を開設し、継続して安定した運営を行う能力、資力等を有する法人である
こと

ウ 公募申請書の受付締切日において、会社更生法（平成14年法律第154号）又
は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしている法人でない
こと

エ 原則として、直近3年間の決算において、債務超過でないこと及び営業活動に
おいて赤字でないこと。今回計画による負債総額が資産総額の1/2を超えない
こと

(3) 共通

ア 法人・団体等の運営等に関して過去に重大な問題等を起こしたことがないこと

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、それらの利益となる活動を行う法人及び同条第6号に掲げる暴力団員が当該団体の役員等をしている法人、団体等でないこと

※ なお、決定後に暴力団の活動に利すると認められた場合は、三鷹市暴力団排除条例（平成24年三鷹市条例第35号）第8条に基づき、当該決定を取り消します。

ウ 直近から過去3年間において、国税及び地方税等を滞納していないこと

5 応募できない場合

次の(1)~(6)のいずれかに該当するときは、施設の使用を承認しません。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 施設並びに設備及び器具を損傷するおそれがあるとき
- (3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するものと認められるとき
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するものと認められるとき
- (5) 管理上支障があるとき
- (6) 上記のほか、指定管理者が使用を不相当と認めるとき

6 関係法令等の遵守

事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事業運営を行うこと

7 応募手続き

本公募への申込みを希望する事業者は、次により申請書類を提出してください。なお、提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

(1) 公募申請に関する提出書類一覧及び提出部数

ア 公募申請書類

提出書類	留意事項	様式※	提出	
			ラボ	オフィス
(1)公募申請書	所定の様式	様式1	○	○
(2)公募申請に係る 提出書類一覧	所定の様式	様式1別紙	○	○
(3)事業（研究）計画書	所定の様式	様式2	○	○
(4)法人の沿革	所定の様式	様式3	—	○

(5)役員名簿	所定の様式	様式4-1	-	○
(6)評議員一覧表	社会福祉法人のみ提出	様式4-2	-	○
(7)代表者の経歴書	所定の様式	様式5	○	○
(8)収支シミュレーション	積算根拠を含む。	様式6	-	○
(9)誓約書	所定の様式	様式7	○	○

※(4)～(8)については任意の様式でも可とします。

イ 法人の概要に関する書類（法人の場合のみ2次審査合格後提出）

提出書類	留意事項	様式
(1)法人登記簿謄本	応募提出日前3か月以内に発行されたもの	
(2)法人の定款又は寄付行為	最新のもの	写し
(3)給与規程	最新のもの	写し
(4)就業規則	最新のもの	写し
(5)収支予算書	直近1年分	写し
(6)決算報告書	（貸借対照表等の税務申告書類一式、営業報告書、付属明細書、キャッシュフロー計算書）直近から過去3年分 ※法人の設置から3年未満の場合は設置後の経過年数に応じた年数分	写し
(7)納税証明書	国税（法人税）、地方税（法人市民税、法人都民税、法人事業税）について、直近から過去3年分 ※法人の設置から3年未満の場合は設置後の経過年数に応じた年数分	原本

(2) 受付期間

令和5年12月20日（水）から令和6年1月9日（火）まで

※上記期間中の申込において入居が決定しなかった場合は随時受付を行う。

(3) 提出先

三鷹市社会福祉事業団福祉 Labo どんぐり山担当

(4) 提出部数

- ア 公募申請書類
7部（正本：1部＋副本：6部）
- イ 法人の概要に関する書類
1部

(5) 留意事項

- ア 提出書類は、それぞれフラットファイルを用いて、A4判左穴あけ綴りとしてください。フラットファイルの表紙及び背表紙に、次のことを記載してください。
「三鷹市福祉 Labo どんぐり山協働研究推進室公募申請書」（法人・団体名）
「三鷹市福祉 Labo どんぐり山協働研究推進室公募申請書【法人概要】」（法人・団体名）
- イ 正本と副本の記載内容が異なることのないようご注意ください。なお、副本は正本の写しとしてください。
- ウ 事業団が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

8 選定方法

候補者は、1次、2次審査により選定します。

(1) 1次審査

提出された公募申請書類の書面審査を行います。

(2) 2次審査

1次審査合格者に、事業（研究）計画案説明（プレゼンテーション）をしていただきます。

(3) 事業者の選定

2次審査合格者を対象に、三鷹市福祉 Labo どんぐり山協働研究推進室（ラボ・オフィス）公募に係る候補者選定委員会において選定を行います。審査手順、評価項目の配点、評価方法等は三鷹市福祉 Labo どんぐり山協働研究推進室（ラボ・オフィス）公募に係る候補者審査要領のとおりとします。なお、審査の結果、「選定なし」とする場合があります。

(4) 選定後の手続き

- ア 条例及び規則の規定に従い、推進室の使用に必要な手続きを行います。
- イ 選定後、可能な限り速やかに施設内での事業を開始していただきます。

(5) 日程

期間又は期日	項目
令和5年12月20日（水） ～令和6年1月9日（火）	募集要項等配布・応募受付
1月10日（水）～1月15日（月）	1次審査（書類審査）
1月17日予定	1次審査結果通知

1月31日予定	2次審査（プレゼンテーション等）
2月6日予定	結果通知

9 結果通知

選定結果は、すべての応募者に文書により通知します。

10 評価項目及び評価基準について

選定に当たり、評価項目及び評価基準は、別紙1「評価項目・評価基準（細目）」のとおりです。

11 応募の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- (1) 応募資格がない法人の場合
- (2) 応募に必要な書類に重大な不備や虚偽の記載がある場合
- (3) 本応募に関し不正な行為があった場合
- (4) 本公募要項で指定した事項に従わない場合
- (5) 上記のほか事業団が不相当と認めた場合

12 質疑及び回答

応募に関する質問は、下記期間内随時受け付け回答します。

(1) 受付方法

別紙2「三鷹市福祉 Labo どんぐり山協働研究推進室公募に関する質問書」に簡潔に記入のうえ、FAX 又はメールで本要項 14 問合せ先まで提出してください。

(2) 受付期間

令和5年12月20日（水）から令和6年1月4日（木）まで

13 応募に当たっての留意事項

- (1) 書類の提出後、審査（選考）前までに応募を取り下げる場合は、取り下げ理由を明記の上、法人名、代表者の署名のある取り下げ書（任意様式）を市に提出してください。
- (2) 応募に必要な書類の作成に係る費用は、選考結果にかかわらず応募者の負担となります。
- (3) 事業計画の中止、選定されなかったこと及び応募の無効による一切の損害等について、事業団及び市は責任を負いません。

- (4) 本公募による選定事業者となっても、関係法令に係る許認可等を保証するものではありません。
- (5) 提出された書類は、本応募に係る目的以外には使用いたしません。社会福祉法人 三鷹市社会福祉事業団情報公開規程（平成 11 年 4 月 1 日規程第 17 号）に基づき開示請求があった場合には、公開又は一部公開する場合があります。
- (6) 提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、予定事業者の公表等が必要な場合は、提出書類の内容を提出者の承諾を得ずに無償で使用できるものとします。
- (7) 他の応募者の計画の内容に関してのお問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- (8) 応募を辞退した場合は、募集期間内の再応募は認めません。
- (9) 本公募要項に定めるほか、必要な事項について別途指示する場合があります。なお、当該指示に従わなかった場合は、応募を辞退したものとして取り扱います。
- (10) 公平・公正な審査（選考）を担保するため、提出された書類等の裏付けや疑問点等について、関係機関等に照会するなどの調査を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

14 問合せ先

三鷹市社会福祉事業団 福祉 Labo どんぐり山 施設管理室
〒181-0015 東京都三鷹市大沢 4 丁目 8 番 8 号
電話 0422-24-7099
Mail info-fukushilabo@mitaka.or.jp